

## 米国カリフォルニア州歯科医師法と日本歯科医師法との比較

研究分担者 植野正之 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 准教授  
研究協力者 杉浦 剛 岩手医科大学歯学部口腔保健学分野 助教  
研究代表者 川口陽子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 教授

### 研究要旨

我が国の今後の歯科保健サービスを提供する体制や制度の改善に資するため、米国カリフォルニア州の歯科医師法について現地での歯科保健関係者へのインタビュー、およびインターネットや文献書籍等による資料収集により調査を行い、日本の歯科医師法との比較を行った。その結果、米国カリフォルニア州の歯科医師法のみに記載されている条項は口腔外科や歯科麻酔に関する規定、生涯教育、歯科衛生士および歯科助手の業務内容であった。また、歯冠修復材料に関しても記載されていた。米国カリフォルニア州の歯科医師法は日本の歯科医師法に比べ、詳細な規定が行われていることが判明した。一方、日本の歯科医師法のみに記載されていた条項は、臨床研修であった。こうした違いは、両国の歯科保健医療制度が異なることに起因すると考えられた。

### A．研究目的

本研究の目的は、米国カリフォルニア州の歯科医師法についての情報を調査・収集し、日本の歯科医師法との比較・検討を行うことである。

### B．研究手法

米国カリフォルニア州における歯科医師法について、現地での歯科保健関係者へのインタビュー、およびインターネットや文献書籍等による資料収集により調査を実施した。

### C．研究結果

#### 1．米国カリフォルニア州の歯科医師法

カリフォルニア州の歯科医師に関する規定は、カリフォルニア州「企業及び職業条例」（California Business And Professions Code）の第4章に書かれており、以下の条項より成る（参考資料）。

- 第一条 執行
- 第二条 免許および業務
- 第二条の四 顎顔面口腔外科
- 第二条の四 特別許可
- 第二条の五 生涯教育
- 第二条の七 全身麻酔の使用
- 第二条の八 意識下鎮静の使用
- 第二条の八五 小児患者における経口意識下鎮静の使用

第二条の八六	経口意識下鎮静の使用
第二条の九	歯冠修復材料
第三条	登録
第三条の五	診療所の増設
第四条	免許の停止および失効
第四条の七	矯正プログラム
第五条	違反
第六条	手数料
第七条	歯科助手
第八条	歯科医療法人
第九条	歯科衛生士
第九条の五	カリフォルニア州歯科団体口 ーン返済プログラム

## 2. 日本の歯科医師法

歯科医師法は、日本における歯科医師全般の職務・資格などに関して規定した法律であり、以下の章より成る。

第一章	総則
第二章	免許
第三章	試験
第三章の二	臨床研修
第四章	業務
第五章	歯科医師試験委員
第五章の二	雑則
第六章	罰則
附則	

## 3. 米国カリフォルニア州の歯科医師法のみ に記載がある条項

日本の歯科医師法にはなく、米国カリフォルニア州の歯科医師法にだけ記載のある条項は以下のとおりである。

### 顎顔面口腔外科

顎顔面口腔外科の定義、業務、資格の申請、美容外科に関する事項が列記されている。

### 生涯教育

カリフォルニア州では2年ごとの歯科医師免許の更新が義務付けられており、一定の生涯教育を履修しなくてはならないことが記載されている。

### 全身麻酔の使用

全身麻酔の定義、使用許可証、使用資格、適用法、違反行為、立ち入り検査について記載されている。

### 意識下鎮静の使用

意識下鎮静の定義、使用許可証、使用資格、使用法、申請、研修、立ち入り検査について記載されている。

### 小児患者における経口意識下鎮静の使用

使用資格、認定研修、使用許可証、違反行について記載されている。

### 経口意識下鎮静の使用

経口意識下鎮静の定義、使用法、使用許可証、施設基準について記載されている。

### 歯冠修復材料

カリフォルニア州歯科審議会が認可している修復材料についてファクトシート（fact sheet）と呼ばれる資料を配布することが規定されている。

### 診療所の増設

開設許可証、診療所の定義、適用施設について規定されている。

### 矯正プログラム

アルコールや薬物依存に陥った歯科医師に対する矯正プログラムについて記載されている。

### 手数料

免許更新料、受験料、各種の申請手数料、延滞料についての記載がある。

#### **歯科助手**

歯科助手の種類、登録、業務内容に関する規定がある。

#### **歯科医療法人**

歯科医療法人の定義、規定が述べられている。

#### **歯科衛生士**

歯科衛生士の種類、登録、業務内容に関する記載がある。

#### **カリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラム**

カリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラムの定義、申請方法、ガイドライン、返済条件について規定している。

### **4 . 日本の歯科医師法にのみ記載がある条項**

米国カリフォルニア州の歯科医師法にはなく、日本の歯科医師法にだけ記載のある条項には臨床研修がある。

日本では、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならないとの記載がある。

### **5 . 米国カリフォルニア州および日本の歯科医師法両方に記載がある条項**

歯科医療の定義、歯科業務、歯科医師免許、免許取得試験、罰則等に関しては米国カリフォルニア州および日本の歯科医師法両方に記載があった。

### **D . 考察**

本研究では、米国カリフォルニア州の歯科医師法と日本の歯科医師法の比較・検討を行った。その結果、米国では州ごとに歯科医師法が定められているため、日本との単純比較はできないが、米国カリフォルニア州の歯科医師法は日本の歯科医師法に比べ詳細な記載がなされている条項が多いことが判明した。これは、米国カリフォルニア州の歯科医師法が日本での医療法、歯科衛生士法の内容を含んでいるためと考えられた。

具体的には、米国のカリフォルニア州の歯科医師法では顎顔面口腔外科、歯科麻酔に関する規定、また、歯科衛生士、歯科助手の業務内容が詳細に記載されており、日本の歯科医師法と大きく異なる点であった。日本において、しばしば問題となる医科と歯科の医療境界領域、さらに歯科衛生士と歯科助手の業務内容の区別が明確に規定されていた。

また、米国カリフォルニア州では2年ごとに歯科医師、歯科衛生士、歯科助手は免許を更新する必要があり、更新のため定められた生涯教育を履修することが義務づけられていると述べられていた。

日本の歯科医師法にのみ記載のある条項は臨床研修についてであった。

歯科医療の定義、歯科業務、歯科医師免許、免許取得試験、罰則等に関しては米国カリフォルニア州および日本の歯科医師法両方に記載があった。

### **E . 結論**

米国カリフォルニア州の歯科医師法と日本

の歯科医師法を比較・検討したところ、最も大きく異なる点は、米国カリフォルニア州歯科医師法において歯科衛生士、歯科助手の明確な業務内容が詳細に規定されていた点であった。また、口腔外科、歯科麻酔に関する規定も書かれていた。一方、臨床研修は日本の歯科医師法のみに記載があった。こうした違いは、両国の歯科医療制度が異なることに起因するものと考えられた。その中で、米国カリフォルニア州の歯科医師法で定められていた生涯教育の義務化は、日本において質の高い歯科医療を国民に提供する上で将来必要になると考えられた。

#### **F. 研究発表**

なし

#### **G. 知的財産権の出願・登録状況**

なし